

結 果 の 概 要

I 地方更生保護委員会

1 仮釈放等審理等の開始及び終了

(1) 審理の開始人員（I 地方更生保護委員会（以下記載を省略。）の2表参照）

平成 30 年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放等審理等の人員の総数（移送を除く。）は 17,982 人である。このうち、当年開始人員は 15,198 人、前年繰越人員（前年末現在審理中人員）は 2,784 人、仮釈放等審理等の人員総数に占める比率は、当年開始人員が 84.3%（小数第 2 位を四捨五入して算出した。以下同じ。）、前年繰越人員が 15.4%となっている。

最近 13 年間の種別ごとの開始人員の推移は、第 1 表のとおりである。

開始人員総数は、ほぼ横ばいであったが、平成 19 年からはおおむね減少傾向にある。その内訳を見ると、仮釈放審理は平成 20 年以降おおむね減少傾向にあり、同 24 年、同 27 年は微増したものの、同 28 年以降は再び減少している。また、少年院仮退院審理は、おおむね減少傾向にある。

第 1 表 仮釈放等審理等の開始人員の推移

種 別		平成18年	19	20	21	22	23	24
人 員	総 数	22,837	22,455	21,323	20,556	20,080	19,703	19,787
	仮釈放	18,085	18,128	17,403	16,557	16,184	16,094	16,310
	うち、一部猶予	...	...	...	...	...	...	...
	仮出場	-	-	-	-	-	-	-
	少年院仮退院	4,752	4,327	3,919	3,999	3,895	3,608	3,476
	うち、SE・SA対象者	1,439	1,352	1,167	1,181	1,018	936	907
	少年院退院	-	-	1	-	1	-	-
	婦人補導院仮退院	-	-	-	-	-	1	1
指 数	総 数	100	98	93	90	88	86	87
	仮釈放	100	100	96	92	89	89	90
	少年院仮退院	100	91	82	84	82	76	73
	うち、SE・SA対象者	100	94	81	82	71	65	63

種 別		25	26	27	28	29	30	構成比(%)
人 員	総 数	18,981	18,083	17,988	17,059	16,709	15,198	100.0
	仮釈放	15,594	14,967	15,118	14,351	14,289	13,053	85.9
	うち、一部猶予	...	...	...	5	548	1,186	7.8
	仮出場	-	-	-	-	-	-	-
	少年院仮退院	3,387	3,115	2,870	2,708	2,419	2,145	14.1
	うち、SE・SA対象者	788	695	648	499	407	380	2.5
	少年院退院	-	-	-	-	-	-	-
	婦人補導院仮退院	-	1	-	-	1	-	-
指 数	総 数	83	79	79	75	73	67	...
	仮釈放	86	83	84	79	79	72	...
	少年院仮退院	71	66	60	57	51	45	...
	うち、SE・SA対象者	55	48	45	35	28	26	...

- (注) 1 指数は小数第 1 位を、構成比は小数第 2 位を、それぞれ四捨五入して算出した（以下同じ。）。
2 矯正施設の長からの申出によらない審理の開始人員については、本表に含めて計上した。
3 2 表 参照

(2) 審理の終結人員（2 表 参照）

平成 30 年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放等審理等の終結人員総数（移送を除く。）は 15,647 人であり、前年に比べ 999 人減少している。その内訳は第 2 表のとおりであり、審理の終結事由別に見ると、仮釈放等を許す旨の決定（表においては「許可」と表示。以下「許可決定」と

いう。)を受けた人員は 14,450 人(終結人員総数の 92.3%)，許可しない旨の判断がされた人員は 1,196 人(同 7.6%)，うち矯正施設の長からの申出の取下げがあった人員は 607 人(同 3.9%)となっている。

また，「許可」と「許可しない」人員の合計に対する「許可しない(取下げなし)」人員の比率は 3.8%となっている。

第 2 表 仮釈放等審理等の終結人員

種 別		総 数	許 可	許可しない (取下げなし)	許可しない (取下げあり)	その他	「許可しない(取下げ なし)」人員の比率 (%)
人 員	総 数	15,647	14,450	589	607	1	3.8
	仮釈放	13,463	12,273	587	602	1	4.4
	うち、一部猶予	1,147	1,085	7	55	—	0.6
	仮出場	—	—	—	—	—	—
	少年院仮退院	2,184	2,177	2	5	—	0.1
	うち、SE・SA対象者	382	382	—	—	—	—
	少年院退院	—	—	—	—	—	—
	婦人補導院仮退院	—	—	—	—	—	—
構 成 比 (%)	総 数	100.0	92.3	3.8	3.9	0.0	...
	仮釈放	100.0	91.2	4.4	4.5	0.0	...
	うち、一部猶予	100.0	94.6	0.6	4.8	—	...
	仮出場	—	—	—	—	—	...
	少年院仮退院	100.0	99.7	0.1	0.2	—	...
	うち、SE・SA対象者	100.0	100.0	—	—	—	...

(注) 1 「許可しない(取下げなし)」人員の比率は、従来の「棄却率」に該当する。許可しない(取下げなし)人員／(許可人員＋許可しない人員)×100 により算出した。

2 2 表 参照

(3) 許可決定人員の状況（2 表 参照）

仮釈放等審理等の終結人員のうち、最近 6 年間の種別ごとの許可決定人員の推移は、第 3 表のとおりである。許可決定人員総数は減少傾向にある。

第 3 表 仮釈放等審理等の許可決定人員の推移

種 別		平成25年	26	27	28	29	30	構成比(%)
人 員	総 数	18,158	17,225	16,832	16,099	15,429	14,450	100.0
	仮釈放	14,731	14,119	13,945	13,397	13,006	12,273	84.9
	うち、一部猶予	...	...	...	—	364	1,085	7.5
	仮出場	—	—	—	—	—	—	—
	少年院仮退院	3,427	3,105	2,887	2,702	2,422	2,177	15.1
	うち、SE・SA対象者	790	713	635	506	413	382	2.6
	少年院退院	—	—	—	—	—	—	—
	婦人補導院仮退院	—	1	—	—	1	—	—
指 数	総 数	100	95	93	89	85	80	...
	仮釈放	100	96	95	91	88	83	...
	少年院仮退院	100	91	84	79	71	64	...
	うち、SE・SA対象者	100	90	80	64	52	48	...

(注) 2 表 参照

(4) 許可しない（取下げなし）人員の状況（2 表 参照）

仮釈放等審理の終結人員のうち、最近 6 年間の種別ごとの許可しない（取下げなし）人員の推移は、第 4 表のとおりである。許可しない（取下げなし）人員は平成 27 年以降はおおむね増加傾向にある。

第 4 表 仮釈放等審理の許可しない（取下げなし）人員の推移

種 別		平成25年	26	27	28	29	30	構成比(%)
人 員	総 数	288	252	359	501	597	589	100.0
	仮釈放	284	252	359	496	596	587	99.7
	うち、一部猶予	...	...	...	-	1	7	1.2
	仮出場	-	-	-	-	-	-	-
	少年院仮退院	4	-	-	5	1	2	0.3
	うち、SE・SA対象者	1	-	-	-	-	-	-
	婦人補導院仮退院	-	-	-	-	-	-	-
指 数	総 数	100	88	125	174	207	205	...
	仮釈放	100	89	126	175	210	207	...
	少年院仮退院	-	-	-	-	-	-	...

（注） 2 表 参照

最近 6 年間の種別ごとの「許可しない(取下げなし)」人員の比率の推移は、第 5 表のとおりである。
平成 30 年における「許可しない(取下げなし)」人員の比率は 3.8%（前年は 3.6%）となっている。

第 5 表 仮釈放等審理の「許可しない(取下げなし)人員」の比率の推移

種 別	平成25年	26	27	28	29	30
総 数	1.5	1.4	2.0	2.9	3.6	3.8
仮釈放	1.8	1.7	2.4	3.4	4.2	4.4
うち、一部猶予	...	...	...	-	0.3	0.6
少年院仮退院	0.1	-	-	0.2	0.0	0.1
うち、SE・SA対象者	0.1	-	-	-	-	-

（注） 「許可しない(取下げなし)」人員の比率は、許可しない(取下げなし)人員／（許可決定人員
＋許可しない決定人員）×100 により算出した。

(5) 仮釈放許可決定人員の刑の執行状況（19 表，21 表参照）

平成 30 年における仮釈放許可決定人員 12,273 人のうち、定期刑の執行を受けた者は 12,249 人であり、これらの執行すべき刑期に対する出所までの執行期間の割合（以下「刑の執行率」という。）を執行すべき刑期別に示したものが、第 6 表である。

総数を見ると、刑の執行率 70%以上の者の比率が許可決定人員全体の 98.6%となっている。

第 6 表 定期刑仮釈放許可決定人員の刑の執行率

執行すべき刑期		総 数	59%以下	60～69%	70～79%	80～89%	90%以上
人 員	総 数	12,249	4	167	2,404	5,623	4,051
	1年以内	950	-	7	129	504	310
	2年以内	4,464	3	66	1,017	2,312	1,066
	3年以内	3,813	-	57	869	1,698	1,189
	5年以内	2,096	-	30	331	871	864
	5年を超える	926	1	7	58	238	622
構 成 比 （ ％ ）	総 数	100.0	0.0	1.4	19.6	45.9	33.1
	1年以内	100.0	-	0.7	13.6	53.1	32.6
	2年以内	100.0	0.1	1.5	22.8	51.8	23.9
	3年以内	100.0	-	1.5	22.8	44.5	31.2
	5年以内	100.0	-	1.4	15.8	41.6	41.2
	5年を超える	100.0	0.1	0.8	6.3	25.7	67.2

（注） 19 表 参照

定期刑仮釈放許可決定人員についての最近 6 年間の刑の執行率の構成比の推移は、第 7 表のとおりである。刑の執行率が比較的低い（69%以下）者の構成比を見ると、極めて低い水準で推移している。

第 7 表 定期刑仮釈放許可決定人員の刑の執行率の構成比の推移

刑の執行率	平成25年	26	27	28	29	30
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
59%以下	0.0	0.0	0.0	-	-	0.0
60～69%	1.3	1.0	1.0	1.2	1.2	1.4
70～79%	19.7	18.5	17.9	17.8	17.9	19.6
80～89%	47.7	47.2	46.7	47.7	45.5	45.9
90%以上	31.3	33.2	34.3	33.4	35.3	33.1

(注) 19 表 参照

仮釈放許可決定人員のうち、無期刑の執行を受けた者の、最近 6 年間の受刑在所期間別の推移は、第 8 表のとおりである。

第 8 表 無期刑仮釈放許可決定人員の受刑在所期間別の推移

年 次	総 数	10年 以内	12年 以内	13年 以内	14年 以内	15年 以内	16年 以内	17年 以内	18年 以内	20年 以内	20年を 超える
平成25年	10	2	-	-	-	-	-	-	-	-	8
26	6	-	-	1	-	-	-	-	-	-	5
27	13	1	-	-	-	-	-	-	-	1	11
28	9	1	-	-	-	-	-	-	-	-	8
29	12	1	1	-	-	-	-	-	-	-	10
30	12	1	-	-	-	-	1	-	-	-	10

(注) 1 仮釈放を取り消され、再び刑の執行を受けた場合の在所期間は、その取消し後に執行した期間による。

2 21 表 参照

2 審理再開事由等通知の受理及び処理 (23 表 参照)

平成 30 年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った審理再開事由等通知(仮釈放等の許可決定から当該決定による釈放までの間に、規律違反その他の特別の事情が生じたとき、矯正施設の長等が地方更生保護委員会に通知するもの。)の受理人員総数(前年繰越しを含む。)は 462 人(前年は 479 人)であり、その種別ごとの内訳は、仮釈放審理再開事由等通知が 402 人(同 434 人)、少年院仮退院審理再開事由等通知が 60 人(同 45 人)である。

審理を再開した人員は 450 人(前年は 466 人)、審理を再開しなかった人員は 3 人(同 9 人)であり、そのうち審理を再開しなかったものの、特別遵守事項を定め、又は変更すべき事情が生じたと認めた人員は 1 人である。

審理再開後の措置について、仮釈放等許可決定を受けた人員は 196 人、許可しない旨の判断がされた人員は 234 人である。

3 仮釈放の取消し等の審理の開始及び終結 (25 表 参照)

平成 30 年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放の取消し等の審理(保護観察中の者の行状により、期間途中で保護観察を終了又は矯正施設へ収容させる措置の要否等について審理するもの。)の開始人員総数は 1,373 人(前年は 1,505 人)である。これを種別ごとに見ると、仮釈放取消しが 557 人(開始人員総数の 40.6%)、保護観察停止が 207 人(同 15.1%)、保護観察停止解除が 88 人(同 6.4%)、戻し収容が 5 人(同 0.4%)、少年院仮退院中の退院が 367 人(同 26.7%)、保護観察仮解除が 140 人(同 10.2%)となっている。

最近 6 年間の仮釈放の取消し等の審理の開始人員の推移は、第 9 表のとおりである。

第 9 表 仮釈放の取消し等の審理の開始人員の推移

種 別		平成25年	26	27	28	29	30
人 員	総 数	1,978	1,991	1,882	1,745	1,505	1,373
	仮釈放取消し	671	666	673	633	571	557
	保護観察停止	244	253	256	244	232	207
	保護観察停止解除	104	112	120	114	90	88
	保護観察停止取消し	-	1	1	1	-	-
	不定期刑終了	-	1	-	-	-	-
	戻し収容	19	9	11	13	10	5
	退 院	637	675	584	525	427	367
	保護観察仮解除	289	267	229	211	169	140
	保護観察仮解除取消し	14	7	8	4	6	9
指 数	総 数	100	101	95	88	76	69
	仮釈放取消し	100	99	100	94	85	83
	保護観察停止	100	104	105	100	95	85
	保護観察停止解除	100	108	115	110	87	85
	戻し収容	100	47	58	68	53	26
	退 院	100	106	92	82	67	58
	保護観察仮解除	100	92	79	73	58	48
	保護観察仮解除取消し	100	50	57	29	43	64

(注) 25 表 参照

また，平成 30 年における仮釈放の取消し等の審理の終結人員総数は 1,373 人であり，前年に比べ 9.0%（136 人）減少している。終結事由別内訳を見ると，申出等について理由ありとして認められたものが 1,332 人（終結人員総数の 97.0%），理由なしとしたものが 41 人（同 3.0%），その他（申出の取下げ等）が 0 人（同 0.0%）となっている。

Ⅱ 保護観察所

1 保護観察の開始

(1) 開始人員の推移（Ⅱ 保護観察所（以下記載を省略。）の3～11表参照）

最近13年間の種別ごとの開始人員の推移は、第10表のとおりである。

平成30年において、全国の保護観察所で取り扱った保護観察の人員の総数（移送を除く。）は61,615人であり、このうち、当年開始人員は30,845人、前年繰越人員（前年から継続して保護観察中の人員）は30,770人である。

種別ごとの開始人員を見ると、1号観察（保護観察処分少年）は12,945人（開始人員の42.0%）、2号観察（少年院仮退院者）は2,146人（同7.0%）、3号観察（仮釈放者）は12,299人（同39.9%）、4号観察（保護観察付執行猶予者）は3,455人（同11.2%）、5号観察（婦人補導院仮退院者）は0人（同0.0%）となっている。また、1号観察のうち、短期保護観察の開始人員は1,582人（1号観察開始人員の12.2%）、交通短期保護観察（以下「交通短期」という。）の開始人員は4,434人（同開始人員の34.3%）となっており、3号観察のうち、一部猶予の開始人員は992人（3号観察開始人員の8.1%）、4号観察のうち、一部猶予の開始人員は974人（4号観察開始人員の28.2%）となっている。

開始人員総数は減少傾向にあり、平成30年は前年に比べ5.2%（1,693人）減少している。

なお、平成30年における交通短期を除く開始人員26,411人における女子の比率は、11.6%（3,075人）であり、近年10%前後で推移している。

第 10 表 保護観察の開始人員の推移

種 別		平成18年	19	20	21	22	23	24	25
人 員	総 数	58,841	54,878	50,717	48,488	47,562	45,199	44,056	42,117
	1号観察	33,576	30,554	27,169	26,094	25,525	23,580	22,557	20,811
	うち、短期	3,929	3,910	3,662	3,665	3,668	3,595	3,295	2,995
	うち、交通短期	14,101	12,706	10,455	9,908	9,485	8,276	7,809	7,327
	2号観察	4,711	4,344	3,994	3,869	3,883	3,601	3,421	3,428
	うち、SE・SA対象者	1,433	1,351	1,174	1,127	1,017	903	896	757
	3号観察	16,081	15,832	15,840	14,854	14,472	14,620	14,700	14,623
	うち、一部猶予	…	…	…	…	…	…	…	…
	4号観察	4,473	4,148	3,714	3,671	3,682	3,398	3,376	3,255
	うち、一部猶予	…	…	…	…	…	…	…	…
指 数	5号観察	-	-	-	-	-	-	2	-
	総 数	100	93	86	82	81	77	75	72
	1号観察	100	91	81	78	76	70	67	62
	うち、短期	100	100	93	93	93	91	84	76
	うち、交通短期	100	90	74	70	67	59	55	52
	2号観察	100	92	85	82	82	76	73	73
	うち、SE・SA対象者	100	94	82	79	71	63	63	53
	3号観察	100	98	99	92	90	91	91	91
	4号観察	100	93	83	82	82	76	75	73
	5号観察	100	93	83	82	82	76	75	73
種 別		平成26年	27	28	29	30	構成比 (%)	男	女
人 員	総 数	39,995	38,103	35,341	32,538	30,845	100.0	23,337	3,074
	1号観察	19,599	18,202	16,304	14,465	12,945	42.0	7,599	912
	うち、短期	2,871	2,480	2,031	1,839	1,582	5.1	1,392	190
	うち、交通短期	6,701	6,334	5,981	5,206	4,434	14.4	…	…
	2号観察	3,122	2,871	2,743	2,469	2,146	7.0	1,997	149
	うち、SE・SA対象者	697	601	477	420	362	1.2	347	15
	3号観察	13,925	13,570	13,260	12,760	12,299	39.9	10,828	1,471
	うち、一部猶予	…	…	-	283	992	3.2	3	169
	4号観察	3,348	3,460	3,034	2,843	3,455	11.2	2,913	542
	うち、一部猶予	…	…	-	248	974	3.2	813	161
指 数	5号観察	1	-	-	1	-	-	…	…
	総 数	68	65	60	55	52	…	…	…
	1号観察	58	54	49	43	39	…	…	…
	うち、短期	73	63	52	47	40	…	…	…
	うち、交通短期	48	45	42	37	31	…	…	…
	2号観察	66	61	58	52	46	…	…	…
	うち、SE・SA対象者	49	42	33	29	25	…	…	…
	3号観察	87	84	82	79	76	…	…	…
	4号観察	75	77	68	64	77	…	…	…
	5号観察	75	77	68	64	77	…	…	…

(注) 1 平成 30 年の男女の列において、総数及び 1 号観察の行に、交通短期保護観察対象者は含まれない。

2 3 ～ 7 表 参照

(2) 来日外国人の開始人員 (24 表 参照)

平成 30 年における交通短期を除く開始人員のうち、来日外国人の種別ごとの開始人員は、第 11 表のとおりである。

第 11 表 来日外国人の開始人員

種 別	総 数	1号観察				2号観察			3号観察			4号観察		
		計	一般	交通	短期	計	SE・SA 対象者以外	SE・SA対象者	計	全部実刑	一部猶予	計	一部猶予	全部猶予
開始人員の総数	26,411	8,511	4,814	2,115	1,582	2,146	1,784	362	12,299	11,307	992	3,455	974	2,481
来日外国人	519	81	59	14	8	46	39	7	368	362	6	24	5	19
来日外国人の割合 (%)	2.0%	1.0%	1.2%	0.7%	0.5%	2.1%	2.2%	1.9%	3.0%	3.2%	0.6%	0.7%	0.5%	0.8%

(注) 24 表 参照

(3) 罪名・非行名（８～11 表参照）

平成 30 年における交通短期を除く開始人員の種別ごとの罪名・非行名別の人員は、第 12 表のとおりである。

種別ごとの内訳を見ると、１号観察では多い方から窃盗、道路交通法、傷害、２号観察では窃盗、傷害、詐欺、３号観察では覚せい剤取締法、窃盗、詐欺、４号観察では覚せい剤取締法、窃盗、傷害の順となっている。

第 12 表 開始人員の罪名・非行名

罪名・非行名	1号観察			2号観察			3号観察			4号観察		
	人員	構成比(%)		人員	構成比(%)		人員	構成比(%)		人員	構成比(%)	
総 数	8,511	100.0	(100.0)	2,146	100.0	(100.0)	12,299	100.0	(100.0)	3,455	100.0	(100.0)
刑法犯	6,217	73.0	(73.5)	1,797	83.7	(82.3)	7,506	61.0	(62.3)	1,822	52.7	(66.3)
強制わいせつ・強制性交等	232	2.7	(2.4)	126	5.9	(5.3)	415	3.4	(3.3)	168	4.9	(5.8)
殺人	1	0.0	(0.1)	13	0.6	(0.7)	150	1.2	(1.2)	19	0.5	(0.7)
傷害	1,163	13.7	(14.4)	351	16.4	(17.3)	452	3.7	(3.4)	221	6.4	(8.3)
業務上過失致死傷	651	7.6	(7.5)	44	2.1	(2.1)	253	2.1	(1.9)	49	1.4	(1.9)
窃盗	2,744	32.2	(33.8)	750	34.9	(34.2)	3,751	30.5	(32.6)	870	25.2	(31.9)
強盗	45	0.5	(0.4)	101	4.7	(5.1)	488	4.0	(4.0)	60	1.7	(1.8)
詐欺	339	4.0	(2.9)	187	8.7	(7.3)	1,276	10.4	(9.8)	124	3.6	(4.8)
恐喝	184	2.2	(2.2)	101	4.7	(4.1)	56	0.5	(0.7)	24	0.7	(0.6)
暴力行為等処罰に関する法律	55	0.6	(0.5)	11	0.5	(0.6)	22	0.2	(0.2)	20	0.6	(0.8)
その他	803	9.4	(9.3)	113	5.3	(5.6)	643	5.2	(5.1)	267	7.7	(9.5)
特別法犯	2,234	26.2	(26.0)	289	13.5	(14.7)	4,793	39.0	(37.7)	1,633	47.3	(33.7)
覚せい剤取締法	14	0.2	(0.3)	49	2.3	(2.8)	3,900	31.7	(30.7)	1,215	35.2	(20.8)
道路交通法	1,478	17.4	(17.6)	148	6.9	(7.4)	394	3.2	(3.1)	132	3.8	(4.3)
毒物及び劇物取締法	4	0.0	(0.1)	1	0.0	(0.1)	27	0.2	(0.2)	16	0.5	(0.4)
その他	738	8.7	(8.0)	91	4.2	(4.3)	472	3.8	(3.8)	270	7.8	(8.1)
ぐ犯	60	0.7	(0.6)	56	2.6	(2.8)	…	…	…	…	…	…
施設送致申請	－	－	(－)	4	0.2	(0.3)	…	…	…	…	…	…

(注) １ 「強制わいせつ・強制性交等」には強制わいせつ・同致死傷及び強制性交等・同致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「業務上過失致死傷」には重過失致死傷及び過失運転致死傷を、「強盗」には強盗致死傷、強盗・強制性交等及び同致死を、それぞれ含む。

２ 構成比の（ ）内は、前年の構成比である。

３ ８～11 表参照

(4) 保護観察期間（12 表参照）

平成 30 年における交通短期を除く開始人員の種別ごとの保護観察期間は、第 13 表のとおりである。

種別ごとの保護観察期間を見ると、１号観察は、原則として保護観察処分の言渡しの日から本人が 20 歳に達するまでであり、20 歳までの期間が 2 年に満たない場合は 2 年間であることから、保護観察期間が比較的長い者の占める比率が高くなっている。

３号観察は、仮釈放を許す旨の決定による釈放の日から残刑期間が満了するまでであり、第 6 表のとおり刑の執行率も比較的高い者が多いことから、執行猶予期間が保護観察の期間となる 4 号観察の期間等と比較して保護観察期間の短い者が多い。また、３号観察の中でも、入所度数が増加するにつれて刑の執行率も高くなる傾向があることから、入所度数が増加するに従って保護観察期間の短い者の占める比率が高くなる傾向にある。

２号観察も、少年院からの仮退院を許す旨の決定による釈放の日から仮退院期間の満了するまで（通常は 20 歳に達するまで）であるため保護観察期間は一様ではない。

なお、ここでいう保護観察期間とは保護観察開始時に定められている期間であり、必ずしもこの期間の全部にわたって保護観察が実施されるわけではなく、保護観察開始後の行状等によっては、途中で保護観察の解除、退院、仮釈放の取消し、刑の執行猶予の言渡しの取消しなどの措置がとられることがある（第 16 表以下を参照）。

第 13 表 開始人員の保護観察期間

種 別		総 数	1月 以内	3月 以内	6月 以内	1年 以内	2年 以内	3年 以内	4年 以内	5年 以内	5年を 超える	無 期
人 員	総 数	26,411	385	4,695	5,270	2,761	5,593	3,354	2,566	1,485	292	10
	1号観察	8,511	－	－	－	－	4,037	1,843	1,460	884	287	…
	2号観察	2,146	18	137	565	335	453	368	173	93	4	…
	SE・SA対象者以外	1,784	18	134	547	244	365	293	121	59	3	…
	SE・SA対象者	362	－	3	18	91	88	75	52	34	1	…
	3号観察	12,299	367	4,558	4,705	2,400	223	27	7	1	1	10
	一部猶予	500	34	200	145	121	－	－	－	－	－	－
	入 所 度 数	6,549	133	1,337	2,698	2,125	219	25	4	－	1	7
	初 度	2,037	81	1,044	747	155	3	2	3	－	－	2
	2 度	1,299	37	704	496	62	－	－	－	－	－	－
	3 度	2,409	116	1,473	759	58	1	－	－	1	－	1
	4度以上	5	－	－	5	－	－	－	－	－	－	－
	不 詳	3,455	－	－	－	26	880	1,116	926	507	…	…
	4号観察	975	－	－	－	26	840	108	1	－	…	…
	一部猶予											
構 成 比 (%)	総 数	100.0	1.5	17.8	20.0	10.5	21.2	12.7	9.7	5.6	1.1	0.0
	1号観察	100.0	－	－	－	－	47.4	21.7	17.2	10.4	3.4	…
	2号観察	100.0	0.8	6.4	26.3	15.6	21.1	17.1	8.1	4.3	0.2	…
	SE・SA対象者以外	100.0	1.0	7.5	30.7	13.7	20.5	16.4	6.8	3.3	0.2	…
	SE・SA対象者	100.0	－	0.8	5.0	25.1	24.3	20.7	14.4	9.4	0.3	…
	3号観察	100.0	3.0	37.1	38.3	19.5	1.8	0.2	0.1	0.0	0.0	0.1
	一部猶予	100.0	6.8	40.0	29.0	24.2	－	－	－	－	－	－
	入 所 度 数	100.0	2.0	20.4	41.2	32.4	3.3	0.4	0.1	－	0.0	0.1
	初 度	100.0	4.0	51.3	36.7	7.6	0.1	0.1	0.1	－	－	0.1
	2 度	100.0	2.8	54.2	38.2	4.8	－	－	－	－	－	－
	3 度	100.0	4.8	61.1	31.5	2.4	0.0	－	－	0.0	－	0.0
	4度以上	100.0	－	－	－	0.8	25.5	32.3	26.8	14.7	…	…
	4号観察	100.0	－	－	－	2.7	86.2	11.1	0.1	－	…	…
	一部猶予											

(注) 12 表 参照

(5) 年 齢 (20 表 参照)

平成 30 年における交通短期を除く開始人員の種別ごとの年齢層は、第 14 表のとおりである。

種別ごとに最も多い年齢層を見ると、1 号観察は 18・19 歳で 47.4% (前年は 45.0%)、2 号観察は 18・19 歳で 44.1% (前年は 43.3%)、3 号観察は 40～49 歳で 28.8% (前年は 28.6%)、4 号観察は 40～49 歳で 25.9% (前年は 22.1%) となっている。

第 14 表 開始人員の年齢層

年 齢	1号観察			2号観察		
	人員	構成比 (%)		人員	構成比 (%)	
総 数	8,511	100.0	(100.0)	2,146	100.0	(100.0)
15歳以下	1,171	13.8	(16.3)	97	4.5	(5.7)
16・17歳	3,303	38.8	(38.7)	550	25.6	(27.2)
18・19歳	4,037	47.4	(45.0)	947	44.1	(43.3)
20歳以上	－	－	(－)	552	25.7	(23.8)
年 齢	3号観察			4号観察		
	人員	構成比 (%)		人員	構成比 (%)	
総 数	12,299	100.0	(100.0)	3,455	100.0	(100.0)
19歳以下	－	－	(－)	4	0.1	(0.2)
20～29歳	1,629	13.2	(13.0)	777	22.5	(27.8)
30～39歳	3,120	25.4	(26.1)	851	24.6	(23.2)
40～49歳	3,540	28.8	(28.6)	895	25.9	(22.1)
50～59歳	2,288	18.6	(17.9)	527	15.3	(13.7)
60歳以上	1,722	14.0	(14.4)	401	11.6	(13.0)

(注) 1 構成比の()内は、前年の構成比である。

2 20 表 参照

2 保護観察の終了

(1) 終了人員の推移等（3～7表，26表参照）

平成30年において，全国の保護観察所で取り扱った保護観察の終了人員（移送を除く。以下同じ。）総数は32,592人である。種別ごとに見ると，1号観察が14,131人（終了人員総数の43.4%），2号観察が2,672人（同8.2%），3号観察が12,388人（同38.0%），4号観察が3,401人（同10.4%），5号観察が0人（同0.0%）である。また，1号観察のうち，交通短期の終了人員は4,598人（1号観察終了人員の32.5%）となっており，3号観察のうち，一部猶予の終了人員は，359人（3号観察終了人員の2.9%），4号観察のうち，一部猶予の終了人員は，75人（4号観察終了人員の2.2%）となっている。

最近13年間の種別ごとの終了人員の推移は，第15表のとおりである。

第15表 保護観察の終了人員の推移

種 別		平成18年	19	20	21	22	23	24
人 員	総 数	62,505	58,535	54,273	50,928	48,715	47,293	46,012
	1号観察	35,766	32,641	29,370	26,928	26,090	24,969	23,678
	うち，短期	4,135	3,835	3,878	3,726	3,572	3,595	3,542
	うち，交通短期	14,878	13,356	11,318	9,818	9,538	8,902	8,064
	2号観察	5,135	4,648	4,138	4,060	4,020	3,882	3,681
	うち，SE・SA対象者	1,687	1,464	1,258	1,287	1,212	1,027	972
	3号観察	16,496	16,430	16,054	15,364	14,481	14,599	14,948
	うち，一部猶予	...	...	...	...	...	...	...
	4号観察	5,108	4,816	4,711	4,576	4,124	3,843	3,703
	うち，一部猶予	...	...	...	...	...	...	...
	5号観察	-	-	-	-	-	-	2
指 数	総 数	100	94	87	81	78	76	74
	1号観察	100	91	82	75	73	70	66
	うち，短期	100	93	94	90	86	87	86
	うち，交通短期	100	90	76	66	64	60	54
	2号観察	100	91	81	79	78	76	72
	うち，SE・SA対象者	100	87	75	76	72	61	58
	3号観察	100	100	97	93	88	89	91
	4号観察	100	94	92	90	81	75	72

種 別		平成25年	26	27	28	29	30	構成比(%)
人 員	総 数	43,306	41,655	40,001	38,040	35,166	32,592	100.0
	1号観察	21,680	20,785	19,578	17,941	16,100	14,131	43.4
	うち，短期	3,168	2,929	2,804	2,306	1,898	1,768	5.4
	うち，交通短期	7,347	7,003	6,365	6,213	5,516	4,598	14.1
	2号観察	3,354	3,312	3,250	3,169	2,859	2,672	8.2
	うち，SE・SA対象者	858	827	762	680	575	478	1.5
	3号観察	14,751	14,173	13,751	13,506	12,876	12,388	38.0
	うち，一部猶予	...	...	...	-	172	359	1.1
	4号観察	3,521	3,384	3,422	3,424	3,330	3,401	10.4
	うち，一部猶予	...	...	...	-	-	75	0.2
	5号観察	-	1	-	-	1	-	-
指 数	総 数	69	67	64	61	56	52	...
	1号観察	61	58	55	50	45	40	...
	うち，短期	77	71	68	56	46	43	...
	うち，交通短期	49	47	43	42	37	31	...
	2号観察	65	64	63	62	56	52	...
	うち，SE・SA対象者	51	49	45	40	34	28	...
	3号観察	89	86	83	82	78	75	...
	4号観察	69	66	67	67	65	67	...

（注） 3～7表参照

(2) 保護観察の終了事由（４表，２６表参照）

最近６年間の交通短期を除く保護観察終了者の種別ごとの終了事由別人員の推移は，第１６表，第１７表，第１９表及び第２０表のとおりである。

ア １号観察

平成３０年における１号観察のうち，交通短期の終了人員は４,５９８人であり，そのうち４,５６７人（９９.３％）が保護観察を解除されている。これは，交通短期が集団処遇や生活状況の報告等の方法により，再非行など行状に特段の問題が認められなければ，通常３，４か月で保護観察を解除する運用がなされていることによる。

平成３０年における交通短期を除く１号観察終了者９,５３３人の終了事由別内訳は，期間満了が１,１６５人（交通短期を除く１号観察終了者の１２.２％），解除が７,０８０人（同７４.３％），保護処分取消しが１,２６６人（同１３.３％），その他（死亡等）が２２人（同０.２％）である。

なお，保護観察の解除とは，保護観察を継続する必要がなくなったと認められるときに，保護観察所の長が期間途中で保護観察を終了するものであり，保護処分取消しとは，保護観察中の再非行等により新たに保護処分に付されたときなどに，家庭裁判所が当初の保護処分を取り消すものである。

第１６表 交通短期保護観察を除く１号観察終了者の終了事由別人員の推移

年 次		総 数	期間満了	解 除	保護処分取消し	その他
人 員	平成25年	14,333	1,189	11,003	2,115	26
	26	13,782	1,305	10,567	1,884	26
	27	13,213	1,242	10,073	1,877	21
	28	11,728	1,161	8,884	1,672	11
	29	10,584	1,156	7,940	1,476	12
	30	9,533	1,165	7,080	1,266	22
指 数	平成25年	100	100	100	100	100
	26	96	110	96	89	100
	27	92	104	92	89	81
	28	82	98	81	79	42
	29	74	97	72	70	46
	30	67	98	64	60	85
構 成 比 (％)	平成25年	100.0	8.3	76.8	14.8	0.2
	26	100.0	9.5	76.7	13.7	0.2
	27	100.0	9.4	76.2	14.2	0.2
	28	100.0	9.9	75.8	14.3	0.1
	29	100.0	10.9	75.0	13.9	0.1
	30	100.0	12.2	74.3	13.3	0.2

（注） ２６表参照

イ ２号観察

平成３０年における２号観察終了者２,６７２人の終了事由別内訳は，期間満了が１,９２５人（２号観察終了者の７２.０％），退院が３６２人（同１３.５％），戻し収容が５人（同０.２％），保護処分取消しが３７５人（同１４.０％），その他（死亡等）が５人（同０.２％）である。

なお，退院とは，保護観察を継続する必要がなくなったと認められるときに，地方更生保護委員会が期間途中で保護観察を終了するものであり，戻し収容とは，保護観察中に遵守事項を遵守しなかったと認められるときに，家庭裁判所が少年院に戻して収容すべき旨の決定を行うものである。

第 17 表 2 号観察終了者の終了事由別人員の推移

年 次		総 数	期間満了	退 院	戻し収容	保護処分 取消し	その他
人 員	平成25年	3,354	2,189	625	15	519	6
	26	3,312	2,165	639	6	493	9
	27	3,250	2,191	570	7	473	9
	28	3,169	2,153	536	8	461	11
	29	2,859	2,011	431	7	403	7
	30	2,672	1,925	362	5	375	5
指 数	平成25年	100	100	100	100	100	100
	26	99	99	102	40	95	150
	27	97	100	91	47	91	150
	28	94	98	86	53	89	183
	29	85	92	69	47	78	117
	30	80	88	58	33	72	83
構 成 比 (%)	平成25年	100.0	65.3	18.6	0.4	15.5	0.2
	26	100.0	65.4	19.3	0.2	14.9	0.3
	27	100.0	67.4	17.5	0.2	14.6	0.3
	28	100.0	67.9	16.9	0.3	14.5	0.3
	29	100.0	70.3	15.1	0.2	14.1	0.2
	30	100.0	72.0	13.5	0.2	14.0	0.2

(注) 26 表参照

2 号観察終了者の終了事由別の少年院における処遇区分は、第 18 表のとおりである。

第 18 表 2 号観察終了者の終了事由別の少年院内処遇区分

終了事由	SE・SA対象者以外		SE・SA対象者	
	人員	構成比 (%)	人員	構成比 (%)
総 数	2,194	100.0	478	100.0
期間満了	1,651	75.3	274	57.3
退 院	227	10.3	135	28.2
戻し収容	5	0.2	－	－
保護処分取消し	306	13.9	69	14.4
その他	5	0.2	－	－

(注) 26 表参照

ウ 3 号観察

平成 30 年における 3 号観察終了者 11,597 人の終了事由別内訳は、期間満了が 11,051 人（3 号観察終了者の 95.3％）、不定期刑終了が 0 人、仮釈放取消しが 513 人（同 4.4％）、停止中時効完成が 1 人（同 0.0％）、その他（死亡、恩赦等）が 32 人（同 0.3％）である。

なお、不定期刑終了とは、刑の短期を経過した不定期刑仮釈放者について保護観察を継続する必要がなくなったと認めるときに、地方更生保護委員会が刑の執行を受け終わったものとするものであり、仮釈放取消しとは、保護観察中に犯罪をしたり遵守事項を遵守しなかったときに、地方更生保護委員会が仮釈放を取り消すものであり、その場合は仮釈放期間の全部について再び服役することになる。

第 19 表 3 号観察終了者の終了事由別人員の推移

年 次		総 数	期間満了	不定期刑 終了	仮釈放 取消し	停止中 時効完成	その他
人 員	平成25年	14,751	14,053	－	646	6	46
	26	14,173	13,473	1	651	6	42
	27	13,751	13,044	－	660	6	41
	28	13,506	12,822	－	627	6	51
	29	12,876	12,268	－	560	5	43
	30	11,597	11,051	－	513	1	32
指 数	平成25年	100	100	－	100	100	100
	26	96	96	0.0	101	100	91
	27	93	93	－	102	100	89
	28	92	91	－	97	100	111
	29	87	87	－	87	83	93
	30	79	79	－	79	17	70
構 成 比 (％)	平成25年	100.0	95.3	－	4.4	0.0	0.3
	26	100.0	95.1	0.0	4.6	0.0	0.3
	27	100.0	94.9	－	4.8	0.0	0.3
	28	100.0	94.9	－	4.6	0.0	0.4
	29	100.0	95.3	－	4.3	0.0	0.3
	30	100.0	95.3	－	4.4	0.0	0.3

(注) 26 表参照

エ 4 号観察

平成 30 年における 4 号観察終了者 3,401 人の終了事由別内訳は、期間満了が 2,533 人(4 号観察終了者の 74.5%)、刑の執行猶予の取消しが 749 人(同 22.0%)、その他(死亡等)が 119 人(同 3.5%)である。

なお、刑の執行猶予の取消しとは、保護観察中に犯罪をしたり遵守事項を遵守せずその情状が重いつき(4 号観察のうち、一部猶予については、犯罪をしたり遵守事項を遵守しなかったとき)に、裁判所が刑の執行猶予の言渡しを取り消すものである。平成 30 年中に刑の執行猶予の取消しにより保護観察を終了した 749 人の取消事由別の内訳は、保護観察中に更に罪を犯し禁錮以上の実刑が確定したことによるものが 672 人(刑の執行猶予の取消しによる終了人員の 89.6%)、保護観察中に遵守事項を遵守しなかったことによるもの(保護観察中に更に罪を犯したが、その犯罪について捜査中、公判中又は判決言渡し後確定前の者を含む。)が 70 人(同 9.3%)、保護観察前の余罪について禁錮以上の実刑が確定したことによるものが 8 人(同 1.1%)である。

第 20 表 4 号観察終了者の終了事由別人員の推移

年 次		総 数	期間満了	刑の執行猶予 の取消し	その他
人 員	平成25年	3,521	2,577	829	115
	26	3,384	2,403	846	135
	27	3,422	2,442	869	111
	28	3,424	2,454	849	121
	29	3,330	2,414	825	91
	30	3,401	2,533	749	119
指 数	平成25年	100	100	100	100
	26	96	93	102	117
	27	97	95	105	97
	28	97	95	102	105
	29	95	94	100	79
	30	97	98	90	103
構 成 比 (％)	平成25年	100.0	73.2	23.5	3.3
	26	100.0	71.0	25.0	4.0
	27	100.0	71.4	25.4	3.2
	28	100.0	71.7	24.8	3.5
	29	100.0	72.5	24.8	2.7
	30	100.0	74.5	22.0	3.5

(注) 26 表参照

3 保護観察の係属（3～7表参照）

(1) 年末現在保護観察中の人員の推移

最近13年間の種別ごとの年末現在保護観察中の人員の推移は、第21表のとおりである。

第21表 年末現在保護観察中の人員の推移

種 別		平成18年	19	20	21	22	23	24
人 員	総 数	55,816	52,133	48,546	46,089	44,906	42,803	40,837
	1号観察	27,821	25,718	23,498	22,645	22,061	20,662	19,533
	うち、短期	2,439	2,508	2,294	2,225	2,318	2,278	2,029
	うち、交通短期	4,841	4,197	3,335	3,428	3,373	2,745	2,492
	2号観察	5,919	5,607	5,455	5,259	5,117	4,835	4,573
	うち、SE・SA対象者	2,184	2,068	1,998	1,838	1,641	1,521	1,445
	3号観察	7,304	6,701	6,489	5,981	5,967	5,988	5,740
	うち、一部猶予	...	...	...	...	...	...	...
	4号観察	14,772	14,107	13,104	12,204	11,761	11,318	10,991
	うち、一部猶予	...	...	...	...	...	...	...
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-
指 数	総 数	100	93	87	83	80	77	73
	1号観察	100	92	84	81	79	74	70
	うち、短期	100	103	94	91	95	93	83
	うち、交通短期	100	87	69	71	70	57	51
	2号観察	100	95	92	89	86	82	77
	うち、SE・SA対象者	100	95	91	84	75	70	66
	3号観察	100	92	89	82	82	82	79
	4号観察	100	95	89	83	80	77	74

種 別		平成25年	26	27	28	29	30	構成比(%)
人 員	総 数	39,652	37,990	36,098	33,392	30,770	29,019	100.0
	1号観察	18,663	17,480	16,107	14,464	12,833	11,645	40.1
	うち、短期	1,855	1,797	1,473	1,196	1,138	950	3.3
	うち、交通短期	2,470	2,168	2,137	1,905	1,597	1,433	4.9
	2号観察	4,645	4,454	4,077	3,650	3,262	2,736	9.4
	うち、SE・SA対象者	1,343	1,211	1,052	851	698	582	2.0
	3号観察	5,614	5,364	5,184	4,935	4,820	4,731	16.3
	うち、一部猶予	...	...	...	-	111	312	1.1
	4号観察	10,730	10,692	10,730	10,343	9,855	9,907	34.1
	うち、一部猶予	...	...	...	-	248	1,146	3.9
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-
指 数	総 数	71	68	65	60	55	52	...
	1号観察	67	63	58	52	46	42	...
	うち、短期	76	74	60	49	47	39	...
	うち、交通短期	51	45	44	39	33	30	...
	2号観察	78	75	69	62	55	46	...
	うち、SE・SA対象者	61	55	48	39	32	27	...
	3号観察	77	73	71	68	66	65	...
	4号観察	73	72	73	70	67	67	...

(注) 3～7表参照

(2) 保護観察中の者の状態別人員

平成30年末現在保護観察中の者の種別ごとの状態別人員は、第22表のとおりである。

1号観察の一時解除とは、保護観察所の長がその者の改善更生に資すると認めるときに、期間を定めて、保護観察を一時的に解除するものである。4号観察の仮解除とは、健全な生活態度を保持し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することができると認めるときに、地方更生保護委員会が、保護観察所の長の申出に基づき、決定をもって行うものである。なお、仮解除は保護観察の実質的内容である指導監督及び補導援護を実施しないが、解除や退院と異なり、仮解除中の行状によっては、必要があれば再び保護観察を開始することができる。また、身柄拘束とは、保護観察中の再犯・再非行等により法令による身柄の拘束を受けている状態である。

3号観察において所在不明の者の比率が高いのは、その他の種別については、所在不明のまま当初に定められた保護観察期間が経過すれば保護観察は終了するのに対し、3号観察は、法に基づき、保護観察中に所在不明となったときに、所在が判明するか刑の時効が完成するまでの間、刑期の進行を止めて所在調査を継続するためである。

第 22 表 平成 30 年末現在保護観察中の者の状態別人員

種 別		総 数	対前年比 (%)	保護観察 実施中	一時解除	仮解除	所在不明	身柄拘束
人 員	総 数	29,019	-5.7	28,038	2	136	273	570
	1号観察	11,645	-9.3	11,447	2	…	67	129
	2号観察	2,736	-16.1	2,658	…	…	21	57
	3号観察	4,731	-1.8	4,544	…	…	102	85
	4号観察	9,907	0.5	9,389	…	136	83	299
構 成 比 (%)	総 数	100.0	…	96.6	0.0	0.5	0.9	2.0
	1号観察	100.0	…	98.3	0.0	…	0.6	1.1
	2号観察	100.0	…	97.1	…	…	0.8	2.1
	3号観察	100.0	…	96.0	…	…	2.2	1.8
	4号観察	100.0	…	94.8	…	1.4	0.8	3.0

(注) 3～7表参照

4 保護観察中の犯罪・非行（31表、44表参照）

平成30年における交通短期を除く保護観察終了者のうち、保護観察中の犯罪・非行により刑事処分又は保護処分に付された者（以下その比率を「再処分率」という。）は、第23表のとおりである（なお、仮釈放又は刑の執行猶予の言渡しを取り消された者については、26表を参照）。

再処分率の種別ごとの内訳を見ると、4号観察が26.8%（前年は28.8%）、2号観察が20.4%（同20.1%）、1号観察が16.5%（同17.2%）、3号観察が0.3%（同0.3%）の順となっている。

保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者について、種別ごとの処分の構成比を見ると、1号観察では少年院に送致された者が48.9%、再び1号観察に付された者が39.1%、罰金に処せられた者が5.6%、2号観察では再び少年院に送致された者が63.1%、1号観察に付された者が30.7%、3号観察では懲役又は禁錮の全部実刑に処せられた者が0.0%、罰金に処せられた者が36.7%、4号観察では懲役又は禁錮の全部実刑に処せられた者が69.8%、罰金に処せられた者が13.4%となっている。

第 23 表 保護観察終了者の保護観察中の犯罪・非行による処分

種 別		保護観察 終了者 (A)	保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者										再処分率 (B) —×100 (A)
			計 (B)	懲役・禁錮			少年院 送 致	1号 観 察	罰 金	拘留 ・ 科 料	起訴 猶 予	その他	
				全部実刑	一部猶予	全部猶予							
人 員	総 数	27,203	3,058	659	39	65	1,112	783	238	9	150	3	11.2
	1号観察	9,533	1,574	21	1	58	769	616	88	1	17	3	16.5
	2号観察	2,672	544	3	—	7	343	167	17	—	7	—	20.4
	3号観察	11,597	30	—	—	—	—	—	11	2	17	—	0.3
	4号観察	3,401	910	635	38	—	—	—	122	6	109	—	26.8
構 成 比 (%)	総 数	…	100.0	21.6	1.3	2.1	36.4	25.6	7.8	0.3	4.9	0.1	…
	1号観察	…	100.0	1.3	0.1	3.7	48.9	39.1	5.6	0.1	1.1	0.2	…
	2号観察	…	100.0	0.6	—	1.3	63.1	30.7	3.1	—	1.3	—	…
	3号観察	…	100.0	—	—	—	—	—	36.7	6.7	56.7	—	…
	4号観察	…	100.0	69.8	4.2	—	—	—	13.4	0.7	12.0	—	…

(注) 1 保護観察中に再犯若しくは再非行をしても期間中に刑事処分が確定しなかった者又は保護処分の決定を受けなかった者及び不処分又は審判不開始の決定を受けた者は、本表において保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者に含めていない。

2 44表参照

平成 30 年における交通短期保護観察を除く保護観察終了者の種別ごとの保護観察開始時の罪名・非行名別の再処分率は、第 24 表のとおりである。

種別ごとの内訳を見ると、1 号観察では、毒物及び劇物取締法（66.7％）、窃盗（22.6％）、2 号観察では、窃盗（25.1％）、毒物及び劇物取締法（25.0％）及び施設送致申請（25.0％）の順で再処分率が高くなっている。3 号観察では、他の種別に比べて再処分率は全般に低率である。4 号観察では、他の種別と比較して再処分率は全般に高率であり、毒物及び劇物取締法（60.0％）、覚せい剤取締法（36.2％）の順で再処分率が高くなっている。

第 24 表 保護観察終了者の開始時罪名・非行名別再処分率

罪名・非行名	1号観察		2号観察		3号観察		4号観察	
	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)
総 数	9,533	16.5	2,672	20.4	12,388	0.2	3,401	26.8
刑法犯	6,967	18.1	2,248	20.9	7,554	0.3	2,420	25.8
強制わいせつ・強制性交等	222	6.3	136	11.0	427	0.5	168	20.2
殺人	7	－	21	4.8	171	－	27	7.4
傷害	1,371	14.3	455	20.0	410	0.5	353	18.1
業務上過失致死傷	695	－	60	－	239	－	95	－
窃盗	3,234	22.6	973	25.1	3,824	0.3	1,112	32.9
強盗	45	17.8	134	5.2	473	0.2	62	8.1
詐欺	242	12.8	189	12.7	1,275	0.2	150	23.3
恐喝	204	16.2	111	22.5	69	－	53	32.1
暴力行為等処罰に関する法律	56	16.1	14	14.3	25	－	31	25.8
その他	891	26.6	155	38.7	641	0.5	369	25.5
特別法犯	2,495	12.1	347	16.1	4,834	0.2	981	29.1
覚せい剤取締法	26	11.5	64	9.4	3,922	0.2	520	36.2
道路交通法	1,717	11.9	180	17.8	395	－	175	14.9
毒物及び劇物取締法	3	66.7	4	25.0	26	－	15	60.0
その他	749	12.6	99	17.2	491	0.2	271	22.9
ぐ犯	71	18.3	69	24.6	…	…	…	…
施設送致申請	－	－	8	25.0	…	…	…	…

（注） 1 保護観察中に再犯若しくは再非行をしても期間中に刑事処分が確定しなかった者又は保護処分の決定を受けなかった者及び不処分又は審判不開始の決定を受けた者は、本表において保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者に含まない。ただし、起訴猶予処分を受けた者はこれに含む。

2 「強制わいせつ・強制性交等」には強制わいせつ・同致死傷及び強制性交等・同致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「業務上過失致死傷」には重過失致死傷及び過失運転致死傷を、「強盗」には強盗致死傷、強盗・強制性交等及び同致死を、それぞれ含む。

3 31 表、44 表参照

5 生活環境の調整の実施状況（54～56 表参照）

平成 30 年において、全国の保護観察所で行った収容中の者に対する生活環境調整の開始及び終了人員は、第 25 表のとおりである。

開始人員（身上調査書等の受理、地方更生保護委員会からの生活環境の調整の求めを受けて開始した者又は要調整事項等通知書の送付を受けて開始した者の延べ人員。少年院における短期処遇と長期処遇との間の移行は含まれない。以下同じ。）の総数は 38,473 人であり、前年に比べ 2,696 人（6.5％）減少している。内訳を見ると、受刑者が 35,344 人で 2,534 人（6.7％）減少し、少年院在院者は 3,129 人で 160 人（4.9％）減少し、婦人補導院在院者は 0 人（前年 2 人）となっている。

終了人員（少年院における短期処遇と長期処遇との間の移行は含まれない。）は 41,122 人であり、前年に比べ 2,527 人（5.8％）減少している。内訳を見ると、受刑者が 37,876 人で前年に比べ 2,117 人（5.3％）減少し、少年院在院者は 3,246 人で前年に比べ 408 人（11.2％）減少している。婦人補導院在院者は 0 人（前年 2 人）である。

また、少年院における SE・SA 対象者と SE・SA 対象者以外との間の移行が 0 人であり、更生保護法第 83 条に基づく 4 号観察言渡し後確定前の者に対する生活環境の調整の開始人員が 36 人、少年法第 24 条第 2 項に基づく 1 号観察中又は少年院在院中の者に対する生活環境の調整の開始人員が 217 人である。

第 25 表 収容中の生活環境調整の開始及び終了人員

種 別	前年から繰越し	開 始 等					終 了 等			年末現在継続中
		総 数	身 上 調 査 書	求生活 環境調整	要調整 事項等 通知書	SE・SA対象者又は SE・SA対象以外 から移行	総 数	終 了	SE・SA対象者又は SE・SA対象以外 に移行	
総 数	47,269	38,473	38,150	64	259	-	41,122	41,122	-	44,620
受 刑 者	45,115	35,344	35,027	64	253	…	37,876	37,876	…	42,583
少年院・婦人補導院在院者	2,154	3,129	3,123	-	6	-	3,246	3,246	-	2,037

（注） 54～56 表参照

6 補導援護・応急の救護及び更生緊急保護の実施状況

(1) 更生緊急保護の申出人員（57 表参照）

平成 30 年において、全国の保護観察所で更生緊急保護の申出を受けた人員の総数は 9,916 人であり、前年に比べ 329 人(3.2%)減少している。内訳を見ると、刑の執行終了が 6,760 人(前年比 369 人(5.2%)減)、刑の執行猶予が 1,165 人(同 11 人(1.0%)減)、起訴猶予が 1,313 人(同 59 人(4.7%)増)、罰金・科料が 460 人(同 17 人(3.6%)減)、労役場出場者・仮出場者が 174 人(同 15 人(9.4%)増)、少年院退院者・仮退院者が 44 人(同 6 人(0.1%)減)となっている。

(2) 自庁保護の実施状況（58 表参照）

最近 6 年間の自庁保護実施人員（全国の保護観察所が直接、補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置を実施した人員）の推移は、第 26 表のとおりである。

平成 30 年において、自庁保護実施人員の総数は 12,908 人であり、前年に比べ 517 人(3.9%)減少している。内訳を見ると、補導援護・応急の救護が 5,644 人(実施人員総数の 43.7%)で前年に比べ 179 人(3.1%)減少しており、更生緊急保護が 7,264 人(実施人員総数の 56.3%)で前年に比べ 338 人(4.4%)減少している。

第 26 表 自庁保護実施人員の推移

種 別		平成25年	26	27	28	29	30	構成比(%)
人 員	総 数	15,681	14,763	14,211	13,819	13,425	12,908	100.0
	補導援護・応急の救護	6,237	6,179	6,157	6,156	5,823	5,644	43.7
	更生緊急保護	9,444	8,584	8,054	7,663	7,602	7,264	56.3
指 数	総 数	100	94	91	88	86	82	…
	補導援護・応急の救護	100	99	99	99	93	90	…
	更生緊急保護	100	91	85	81	80	77	…

（注） 1 1 人について 2 以上の措置を実施した場合は延べ人員で計上している。

2 58 表参照

補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置を実施した人員の措置別内訳を見ると、宿泊が 29 人(前年比 4 人(0.16%)増)、食事給与が 546 人(同 125 人(18.6%)減)、衣料給与が 1,508 人(同 9 人(0.6%)減)、医療援助が 27 人(同 1 人(3.8%)減)、旅費給与が 566 人(同 84 人(12.9%)減)、一時保護事業を営む者へのあっせんが 2,933 人(平成 28 年 6 月から集計)となっている。

なお、同一人に対する 2 以上の保護の措置は、措置別にそれぞれ計上されている。

(3) 委託保護の実施状況（59 表, 65 表, 67 表参照）

最近 6 年間の委託保護実施人員の推移は、第 27 表のとおりである。

平成 30 年において、更生保護施設又はそれ以外への委託による補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置（宿泊場所の供与）の実施人員の総数は 11,263 人であり、前年に比べ 381 人（3.5%）増加している。このうち、前年から引き続いて実施した人員は 1,916 人（総数の 17.0%）であり、平成 30 年に新たに開始した人員は 9,347 人（同 83.0%）である。また、新たに開始した者について、委託先別の内訳を見ると、更生保護施設委託が 7,884 人、それ以外への委託が 1,463 人であり、更に更生保護施設委託のうち、補導援護・応急の救護が 4,630 人、更生緊急保護が 3,254 人であり、それ以外への委託のうち、補導援護・応急の救護が 447 人、更生緊急保護が 1,016 人である。

また、平成 30 年において、更生保護施設又はそれ以外への委託による補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置（宿泊場所の供与）の終了人員の総数は 9,221 人で、前年に比べ 256 人（2.9%）増加している。委託先別の内訳を見ると、更生保護施設委託が 7,817 人、それ以外への委託が 1,404 人であり、更に更生保護施設委託のうち、補導援護・応急の救護が 4,518 人、更生緊急保護が 3,299 人であり、それ以外への委託のうち、補導援護・応急の救護が 446 人、更生緊急保護が 958 人である。

第 27 表 委託保護実施人員の推移

種 別		平成25年	26	27	28	29	30	構成比(%)
人 員	総 数	11,241	11,391	11,579	11,644	10,882	11,263	100.0
	補導援護・応急の救護	6,434	6,482	6,604	6,555	6,170	6,276	55.7
	更生緊急保護	4,807	4,909	4,975	5,089	4,712	4,987	44.3
指 数	総 数	100	101	103	104	97	100	…
	補導援護・応急の救護	100	101	103	102	96	98	…
	更生緊急保護	100	102	103	106	98	104	…

（注） 59 表参照

この宿泊供与の委託終了者のうち、更生緊急保護の終了者 4,256 人の区分別の宿泊保護日数は、第 28 表のとおりである。

第 28 表 更生緊急保護における宿泊供与の委託終了者の宿泊保護日数

終了者区分		総 数	5日 以内	10日 以内	20日 以内	1月 以内	2月 以内	3月 以内	6月 以内
人 員	総 数	4,256	507	278	447	322	610	532	1,560
	刑の執行終了者	2,601	290	162	196	211	394	365	983
	刑の執行猶予者	618	79	48	162	36	67	56	170
	うち、一部猶予者	—	—	—	—	—	—	—	—
	起 訴 猶 予 者	727	99	45	55	51	107	72	298
	罰金受刑者・科料受刑者	220	30	18	24	16	34	27	71
	労役場出場者・仮出場者	55	5	2	6	4	6	7	25
	少年院退院者・仮退院者	35	4	3	4	4	2	5	13
構 成 比 （ ％ ）	総 数	100.0	11.9	6.5	10.5	7.6	14.3	12.5	36.7
	刑の執行終了者	100.0	11.1	6.2	7.5	8.1	15.1	14.0	37.8
	刑の執行猶予者	100.0	12.8	7.8	26.2	5.8	10.8	9.1	27.5
	うち、一部猶予者	—	—	—	—	—	—	—	—
	起 訴 猶 予 者	100.0	13.6	6.2	7.6	7.0	14.7	9.9	41.0
	罰金受刑者・科料受刑者	100.0	13.6	8.2	10.9	7.3	15.5	12.3	32.3
	労役場出場者・仮出場者	100.0	9.1	3.6	10.9	7.3	10.9	12.7	45.5
	少年院退院者・仮退院者	100.0	11.4	8.6	11.4	11.4	5.7	14.3	37.1

（注） 67 表参照

宿泊供与の委託終了者のうち、更生緊急保護の終了者 4,256 人の入所事由は第 29 表のとおりである。入所事由の内訳を見ると、頼るべき親族なしが全体の 79.6%、次に、親族が引受けを拒否が 9.4%、親族と同居を望ますが 8.4%の順となっている。

第 29 表 更生緊急保護における宿泊供与の委託終了者の入所事由

終了者区分		総 数	頼るべき 親族なし	親族が引受 けを拒否	親族と同居を 望まず	生活訓練を 受けるため	その他
人 員	総 数	4,256	3,388	399	357	43	69
	刑の執行終了者	2,601	2,057	236	236	21	51
	刑の執行猶予者	618	484	71	45	10	8
	うち、一部猶予者	-	-	-	-	-	-
	起 訴 猶 予 者	727	602	57	53	7	8
	罰金受刑者・科料受刑者	220	186	15	13	4	2
	労役場出場者・仮出場者	55	49	5	1	-	-
	少年院退院者・仮退院者	35	10	15	9	1	-
構 成 比 (%)	総 数	100.0	79.6	9.4	8.4	1.0	1.6
	刑の執行終了者	100.0	79.1	9.1	9.1	0.8	2.0
	刑の執行猶予者	100.0	78.3	11.5	7.3	1.6	1.3
	うち、一部猶予者	-	-	-	-	-	-
	起 訴 猶 予 者	100.0	82.8	7.8	7.3	1.0	1.1
	罰金受刑者・科料受刑者	100.0	84.5	6.8	5.9	1.8	0.9
	労役場出場者・仮出場者	100.0	89.1	9.1	1.8	-	-
	少年院退院者・仮退院者	100.0	28.6	42.9	25.7	2.9	-

(注) 65 表 参照

平成 30 年末現在委託保護中の人員の総数は 2,042 人で、前年に比べ 125 人（6.5％）増加しており、委託先別の内訳を見ると、更生保護施設委託が 1,697 人、それ以外への委託が 345 人となっている。また、更生保護施設委託（1,697 人）のうち、補導援護・応急の救護が 1,182 人（構成比 69.7％） 更生緊急保護が 515 人（同 30.3％）となっている。

7 生活環境調査事件、生活環境調整事件及び精神保健観察事件の処理状況（69～72 表 参照）

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号）第 19 条の規定により保護観察所において処理する生活環境調査、生活環境調整及び精神保健観察の各事件について、同法が施行された平成 17 年 7 月 15 日から同 30 年末までの処理状況の推移は、第 30 表から第 32 表までのとおりである。

第 30 表 生活環境調査事件の処理状況の推移

年 次	開 始 件 数		終 結 件 数		年末現在係属件数
平成17年	131	(-)	75	(-)	56 (-)
18	378	(12)	359	(9)	75 (3)
19	449	(9)	432	(11)	92 (1)
20	398	(9)	410	(8)	80 (2)
21	315	(9)	330	(9)	65 (2)
22	389	(17)	382	(15)	72 (4)
23	431	(16)	413	(19)	90 (1)
24	375	(20)	403	(19)	62 (2)
25	396	(8)	387	(8)	71 (2)
26	367	(11)	368	(13)	70 (-)
27	339	(13)	351	(10)	58 (3)
28	362	(11)	353	(13)	67 (1)
29	388	(21)	372	(20)	83 (2)
30	308	(15)	335	(13)	56 (4)
累 計	5,026	(171)	4,970	(167)	

(注) 1 平成 17 年は、7 月 15 日から 12 月 31 日までの間の件数である。

- 2 () 内の数は、医療観察法第 33 条第 1 項以外の申立てに係る件数であり、内数である。

第 31 表 生活環境調整事件の処理状況の推移

年 次	開 始 件 数	終 結 件 数	年末現在係属件数
平成17年	47	(-)	47
18	191	32	206
19	253	99	360
20	259	145	474
21	210	215	469
22	246	186	529
23	280	167	642
24	263	237	668
25	276	202	742
26	267	239	770
27	261	303	728
28	243	246	725
29	277	246	756
30	246	264	738
累 計	3,319	2,581	

(注) 1 平成 17 年は、7 月 15 日から 12 月 31 日までの間の件数である。

2 開始件数及び終結件数は、移送によるものを含まない。

第 32 表 精神保健観察事件の処理状況の推移

年 次	開 始 件 数		終 結 件 数		年末現在係属件数	
平成17年	19	<->	-	<->	19	<->
18	108	<28>	5	<->	122	<28>
19	148	<73>	23	<5>	247	<96>
20	175	<114>	58	<17>	364	<193>
21	217	<166>	116	<37>	465	<322>
22	213	<151>	154	<85>	524	<388>
23	180	<140>	174	<119>	530	<409>
24	226	<188>	206	<162>	550	<435>
25	203	<165>	197	<144>	556	<456>
26	234	<203>	200	<151>	590	<508>
27	287	<254>	210	<173>	667	<589>
28	239	<204>	220	<183>	686	<610>
29	236	<205>	257	<222>	665	<593>
30	257	<232>	266	<238>	656	<587>
累 計	2,742	<2,123>	2,086	<1,536>		

(注) 1 平成 17 年は、7 月 15 日から 12 月 31 日までの間の件数である。

2 開始件数及び終結件数は、移送によるものを含まない。

3 〈 〉内の数は、開始件数においては退院許可決定による件数、それ以外においては退院許可決定により開始された件数であり、内数である。

Ⅲ 恩赦

1 常時恩赦の受理人員（Ⅲ 恩赦（以下記載を省略。）の 1 表参照）

平成 30 年において、常時恩赦の受理人員総数は 79 人で、前年に比べ 30 人（27.5％）減少している。受理人員の内訳は、第 33 表のとおりであり、旧受人員（前年からの繰越人員）が 39 人、新受人員が 40 人となっている。また、新受人員の上申庁別内訳は、保護観察所からが 24 人（前年 37 人）、刑事施設からが 9 人（同 8 人）、検察庁からが 7 人（同 4 人）となっている。

なお、恩赦には常時恩赦のほかに、内閣が一定の基準を示し一定の期間を限って行う特別基準恩赦（常時恩赦及び特別基準恩赦は、ともに中央更生保護審査会の個別審査を経て行われることから個別恩赦ともいう。）及び皇室の慶弔時等に政令によって一律に行う政令恩赦がある。

第 33 表 常時恩赦の受理人員

上申庁等	人員	対前年比 (%)	構成比 (%)
総 数	79	-27.5	100.0
旧 受	39	-35.0	49.4
新 受	40	-18.4	50.6
保護観察所	24	-35.1	30.4
刑 事 施 設	9	12.5	11.4
検 察 庁	7	75.0	8.9

（注） 1 表参照

2 常時恩赦の既済人員（ 1 表参照）

平成 30 年において、常時恩赦の上申庁別既済状況を見ると、第 34 表のとおりである。既済人員の総数は 55 人で、前年に比べると 15 人（21.4％）減少している。これを既済事由別に見ると、恩赦相当が 19 人（既済人員総数の 34.5％）、恩赦不相当が 32 人（同 58.2％）となっている。

第 34 表 常時恩赦の既済状況

上申庁		総 数	相 当					不相当	その他
			計	特赦	減刑	刑の執行 の免除	復権		
人 員	総 数	55	19	-	-	3	16	32	4
	保護観察所	34	15	-	-	2	13	17	2
	刑 事 施 設	14	-	-	-	-	-	12	2
	検 察 庁	7	4	-	-	1	3	3	-
構 成 比 (%)	総 数	100.0	34.5	-	-	5.5	29.1	58.2	7.3
	保護観察所	100.0	44.1	-	-	5.9	38.2	50.0	5.9
	刑 事 施 設	100.0	-	-	-	-	-	85.7	14.3
	検 察 庁	100.0	57.1	-	-	14.3	42.9	42.9	-

（注） 1 表参照